

第5号様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	令和7年度 第1回 清須市都市計画審議会	
開催日時	令和8年3月6日(金) 午後2時から午後3時30分	
開催場所	清須市役所 南館3階 301中会議室	
議題	名古屋都市計画生産緑地地区の変更案(清須市決定)について (付議) 清須市緑の基本計画改定について(報告)	
会議資料	資料1 名古屋都市計画生産緑地地区の変更案について 資料2 清須市緑の基本計画(概要版)	
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開	
傍聴人の数	0人	
出席者 及び 欠席者	出席委員	河邑委員(会長)、伊藤委員、百瀬委員、服部委員、時田委員、渡辺委員、鈴木委員、林委員、山内委員
	欠席委員	河村委員
	清須市	岩田副市長
	事務局	長谷川建設部長、片野参事 都市計画課 鈴木課長、鈴木課長補佐兼係長、六浦課長補佐兼係長、 中村主任、梶田主事
会議の経過		
<p>○開会(午後2時)</p> <p>○副市長挨拶</p> <p>○会長 事務局から説明をお願いします。</p> <p>●事務局 資料に基づき説明(名古屋都市計画生産緑地地区の変更案について)</p> <p>○会長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>○委員 204Kの生産緑地ですが、土地区画整理の減歩が原因で面積要件が外れ解除となったとありますが、203Kの生産緑地が北側隣接しているので203Kと合体できなかったのでしょうか?</p>		

●事務局

204Kは、土地区画整理の減歩において面積要件が外れ、また土地所有者が営農の意思が無かったため、生産緑地から外れることになりました。

○委員

法改正で条例によって面積要件が500㎡から300㎡に引き下げが可能になっている。4、5年前から300㎡にしてはと私は提案しているが、清須市は面積要件を引き下げる考えはないのか？

●事務局

生産緑地が減少しているなかで、生産緑地を継続しやすくするため300㎡に引き下げる施策が必要となるかは、今後検討が必要かと思っております。

○委員

確定申告の書類を作成しているのですが、農業における経費の6、7割が固定資産税になっている。生産緑地であれば固定資産税の割合が下がり、農業を継続する人は増加すると思われるので、面積要件の引き下げについて検討を進めていただければと再度提案いたします。

○委員

故障による一部制限解除とありますが、一部制限解除はあまり聞かないので具体的な内容を教えてください。

●事務局

2004Nの生産緑地のことだと思いますが、親子2人で管理されていたが、主たる従事者である母親が故障により管理できなくなり、もう一人の息子さんは勤め人であり、母親の分の農地は管理できないため、母親が管理していた分の農地が解除されることになりました。

○委員

生産緑地は、例えば2筆で1団地という形だったのでしょうか？

●事務局

2筆で1団地の生産緑地でした。

○委員

わかりました。

○委員

話の流れの質問ですが、生産緑地の一部解除の場合、境目に境界杭とまではいなくても目印みたいなものを設置するのでしょうか？

●事務局

生産緑地の範囲がわかるものは設置していません。ただ今回の2004Nは、生産緑地が解除された後、土地が売却されて住宅が建築されたため、境界杭が設置されていました。

○委員

1713Sの解除理由が死亡によるとなっておりますが、こちらの具体的な理由は何でしょうか？

●事務局

こちらの具体的な理由は、相続人が二人おみえになりまして、一人は営農しており生産緑地を継続することになりましたが、もう一人は営農しておらず、生産緑地として管理できないため解除となりました。

○会長

委員の発言は大変興味深く聞いていましたが、面積要件を500㎡から300㎡に減らすことについて、生産緑地を残すことを目的に法改正していると思いますが、清須市としての考えはどうなんでしょうか？

●事務局

現時点で、面積要件を300㎡に引き下げることは至っておりません。土地区画整理が立ち

上がる予定があり、農地が減少していくこととなりますが、他市町の状況を見ながら調査研究していこうと思います。

●事務局

都市計画審議会の中で、生産緑地の面積要件の引き下げや、生産緑地の追加指定についてご意見をいただいておりますが、土地所有者からのお声は市に届いていない状況ですが、産業課とも協議して検討していきたいと思います。

○委員

生産緑地の関連として、生産緑地として指定されてから現在まで、生産緑地として管理されていない箇所が多々あります。生産緑地について面積要件、再指定等検討していく中で、管理の問題についても検討の中に入れていってほしいです。

○委員

農業委員の立場として補足しますが、農業委員会は生産緑地を含む農地について、年1回10月後半から11月中にかけて、農地パトロールを行っております。農地として管理されていない場合、現状の写真を撮り土地所有者に管理の改善を促しております。

○委員

生産緑地の指定を受けて固定資産税が優遇されているのに、農地として管理がされていないところについて、生産緑地の担当部署である都市計画課が然るべき対応するべきという意味で話をさせていただきました。

●事務局

都市計画課として、年2回パトロールを行っております。その中で、生産緑地として管理がなされていない場合は、文書等で管理をお願いしております。また、通報が入れば同様に対応しております。ただ、現状文章等で指導を行ってもすぐに改善されない場合もありますが、そのままにしていると税逃れになってしまうので、しっかり指導していきます。

○委員

情報提供であります。生産緑地の面積要件の引き下げの件について、面積要件の引き下げの要望が届いていないという話でしたが、現在農地取得について、農家要件がなくなり誰でも農地を取得できるようになりました。この状況の中、定年退職後農業をやりたい方が農地を購入したが税金が高く困っているという話を私は直接聞いております。一方500㎡以上の農地を相続して、休耕していた農地で耕作を再開したところがあり、生産緑地の追加指定が無い場合、多大な固定資産税を払い続けている人も知っています。生産緑地は、耕作者の死亡、故障等で年々減少している中で、こういった困っている人達を生産緑地の追加指定や、面積要件の引き下げによって救うことで生産緑地の減少率を下げることはできると思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

○会長

都市計画審議会において、毎年このような意見がでていきますので、面積要件の引き下げや追加指定については、検討していくべきと考えます。

それでは、第1号議案について意見等ありますでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。

第1号議案について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○会長

それでは、議案について原案どおり答申します。

本日の議題は以上となりますので、会議を終了いたします。

●事務局  
 会長ありがとうございました。ここからは、市から報告事項がございます。報告内容は、「清須市緑の基本計画改定について」です。

(改定事項について報告)

●事務局  
 以上もちまして、令和7年度第1回都市計画審議会を閉会します。

会 議 の 結 果	名古屋都市計画生産緑地地区の変更案について 原案どおり可決。
問 い 合 わ せ 先	建設部 都市計画課 052-400-2911 (代表)